

岐 阜 県 公 報

第 三 百 六 十 四 号
令 和 五 年 一 月 十 七 日
(火曜日)

目 次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	一三
指定医療機関の廃止の届出	(同)	一三
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	一四
落札者等に関する公示	(情報システム課)	一四
市街地再開発組合の定款変更認可	(都市整備課)	一五
土地改良区役員の新任及び就任	(西濃農林事務所)	一五
あっせん員候補者の氏名、職業等	(労働委員会)	一六

告 示

岐阜県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なかま薬局 岐阜羽島店	羽島市舟橋町宮北一丁目三〇番地	令和 四・一・一
かわしま調剤薬局	各務原市川島松倉三三三〇七〇	同
アクア薬局赤坂店	大垣市草道島町五〇八二	同

岐阜県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生

活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ピアス薬局 ぎふはしま店	羽島市舟橋町宮北二丁目三〇番地	令和 四・一・一
かわしま調剤薬局	各務原市川島松倉町二三五〇番地七〇	同

令和五年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人 和光会	岐阜市寺田七 九五	夜間対応型訪問介護
同	同	定期巡回随時対応型訪問介護看護

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
ケアサポート北方25	旧 本巣郡北方町柱本三丁目九〇番地	令和 三・一〇・一
ケアサポート瑞穂25	新 瑞穂市別府一四九四番地一	同

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県域統合型GIS利用及び全体地図登録業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当
令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和2年4月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 大垣市今宿六丁目52番地18
公益財団法人岐阜県建設研究センター
理事長 宗宮 裕雄

6 契約金額 31,267,500円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

- (1) 部署の名称 岐阜県清流の国推進部デジタル推進同情報システム課地域情報化係
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

市街地再開発組合の定款変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

令和五年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 市街地再開発組合の名称

多治見駅南地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年二月二十七日から

令和四年十二月三十一日まで

三 施行地区

事業計画書において表示するとおり

四 事務所の所在地

多治見市栄町一丁目六番地一

五 設立認可の年月日

平成三十年二月十六日

六 変更の内容

事務所の所在地

変更前 多治見市栄町一丁目六番地一

変更後 多治見市本町二丁目二二番地

七 変更認可の年月日

令和五年一月十七日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和五年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任した役員	退任年月日	役名	氏名	住 所
四郷南部土地改良区	理事	令和四・二・一六	小塚 喬治	安八郡輪之内町四郷	二二五八番地
土改良区	中島 章隆		安八郡輪之内町四郷	一七〇五番地	
土改良区	安藤 登		安八郡輪之内町四郷	一八三〇番地	
土改良区	伊藤 勉		安八郡輪之内町四郷	二二六一番地	
土改良区	山内 光昭		安八郡輪之内町四郷	二二六八番地	
土改良区	片野 好文		安八郡輪之内町四郷	一七七三番地	
土改良区	吉安 純一		安八郡輪之内町四郷	一七一一番地	
土改良区	渡邊 恭司		安八郡輪之内町四郷	二二〇七番地	
土改良区	吉安 昇		安八郡輪之内町四郷	一六八五番地	
土改良区	吉安 治		安八郡輪之内町四郷	一六八二番地の八	
土改良区	片野 厚一		安八郡輪之内町四郷	一七一五番地	
土改良区	小塚 隆司		安八郡輪之内町四郷	二二八三番地	
土改良区	渡邊 淳		安八郡輪之内町四郷	二二一〇番地	
土改良区	早川 勝美		安八郡輪之内町四郷	一六八六番地	
土改良区	中島 清隆		安八郡輪之内町四郷	一七九八番地	
土改良区	吉安 鉄雄		安八郡輪之内町四郷	一六一五番地の二〇	
土改良区	山内 浩		安八郡輪之内町四郷	二三四五番地	

栗本理花	北島あづさ	鈴木慎	大宮満	安藤正弘	村瀬尚子	一柳正義	今尾任城	景山多美	樋口博久	赤地昭弘
日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長 岐阜県労働委員会委員	岐阜一般労働組合執行委員長 岐阜県労働委員会委員	UAセンセン岐阜県支部長 岐阜県労働委員会委員	JAM東海KVK労働組合執行委員長 岐阜県労働委員会委員	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理事 岐阜県労働委員会委員	株式会社ソフィア総合研究所代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	セイノーホールディングス株式会社顧問 岐阜県労働委員会委員	株式会社イマオコーポレーション代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	株式会社東海化成常務取締役 岐阜県労働委員会委員	岐阜県労働委員会事務局長	岐阜県労働委員会事務局審査調整課長
同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和三・四・一三	令和四・四・二二

令和五年一月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社